

## こども園整備について

	質問	市の考え方
1	拠点こども園というのはどういう考え方なのか。	<p>拠点となるこども園は幼稚園機能に保育所機能を加えさらに、在宅の子育て家庭を支援するこどもセンターが併設されている施設です。こども園では一時保育や預かり保育など多様な保育ニーズに対応することも可能であり、各家庭のニーズに柔軟に対応することで、子育て家庭を支援します。また拠点こども園は子育て支援のセーフティーネットとして個別に支援を要する子どもや家庭を支援すると共に、地域の子育て支援のネットワークをつくり情報の集約や発信提言を行います。さらにこれまでの習志野市の保育・教育を継承する場として地域の関係施設と連携を図り教育・保育の質の向上を図ってまいります。また、こども園にこどもセンターを併設することで子育て親子の交流の場を提供し、育児相談、援助等を行うことで在宅子育て家庭を支援してまいります。以上のように、こども園が地域の子育ち・子育ての中核となり子どもたちの健やかな成長と安心して子育てができる地域の環境をととのえていきます。</p>
2	4つのこども園案の整備について、それぞれ何年頃の整備を考えているか。	<p>第2期計画期間内では、1ヶ所整備するというところで検討を進めています。また、整備の具体的な年次計画は最終案でお示ししますが、待機児童対策など喫緊の課題を優先すると計画期間後半になります。</p>
3	公共施設再生計画との連携はどのように図っているのか。	<p>公共施設再生計画は、市が保有する公共施設の70%が老朽化している状況であり、今後市として対応可能な43%を占める小中学校の建替えに伴い、公民館やこども園など他の公共施設を統合し、老朽化対策を図ろうとするものです。公共施設再生計画の第1期計画(平成26年度～31年度)においては、こども園整備の対象地域での小学校の建替えが予定されないことから、既存施設の有効活用によりこども園の整備等を図ることとして、第2期計画素案をお示ししています。第3期計画以降については、公共施設の第2期計画と整合性を図り、小学校の建替えに伴って、こども園の新設について検討をすることとし、公共施設再生計画との連携を図っていきます。</p>
4	こども園を7つ整備するということが、このこども園は1中学区から7中学区までそれぞれ1つずつ整備していくということか。	<p>最終的には中学校区を基本に地域バランスを考慮しながら7つの拠点となるこども園を整備してまいりたいと考えています。</p>

	質問	市の考え方
5	第2期計画素案の中には第六中学校区が出てこないがなぜか。	第六中学校区については、杉の子こども園をすでに整備済であるため、杉の子こども園を拠点こども園として位置づけています。
6	将来的にこども園では送迎サービスがあるのか 統合されこども園となると通園距離が遠くなることも考えられるが送迎等の対応は考えないのか。	現在のところ送迎サービスについては検討していません。家庭の事情に応じて徒歩、自転車、車での送迎について個別に対応します。
7	7つのこども園を建設するということが、香澄と向山と藤崎については、小学校と併設の幼稚園だと思いが、小学校と別棟として建てるのか、あるいは今の幼稚園の空き教室を利用していくということなのか。 幼稚園の空き教室を使うということであれば、離乳食用の給食室が必要であるし、ほふく室も必要であるし、乳児用の園庭も必要であると思いが、幼稚園の空き教室利用で本当に対応が可能であるのか。	こども園の整備にあたっては、幼稚園の余裕教室を最大限活用し、給食室や乳児保育室など必要な施設や設備を整えて対応します。
8	これまでのこども園建設にあたっては、既存施設の利用ではなく、保育所、幼稚園を統合し、新しい施設として建設していたと思うが、今後はそのような建設ではないということか。	公共施設再生計画において今後の公共施設の建替えについては小中学校の建替えに合わせて統合をする形でこども園の整備をすることになります。第2期計画期間に対象となるこども園の整備予定地域については、公共施設再生計画第1期計画期間内について建替えの計画の対象がないため、既存施設の有効活用によりできることから行い、子育て支援の充実を図ってまいります。公共施設第2期計画以降、対象地域の小学校等の建替えにより、こども園の新設について再度検討してまいります。
9	こども園整備の案としてどうしてこの4つが選ばれたのか。 また、待機児童が多くいる中で、認可保育所が不足している地域に保育所を誘致するなど、喫緊の課題に取り組んでいただきたいと思うがいかがか。	第1期期間内に未設置の4中学校区の中で既存施設を活用した形でこども園を整備する観点から検討の結果、この4つのこども園の整備案としました。第2期計画においては「強力な待機児童対策の推進」を重要な観点としています。幼稚園に保育所機能を加えることや、市所有地、国所有地を活用して認可保育所を誘致し、対策を図ります。
10	奏の杜・谷津地域の人口増加問題がある中で、谷津地域のこども園はどこに整備をする予定なのか、また、規模についても教えて欲しい。	奏の杜の乳幼児人口の増加により、保育所、幼稚園、小学校の対策が急務であることから、第一中学校区のこども園については、第3期計画期間以降になると考えます。

	質問	市の考え方
11	杉の子こども園が平成24年より開設されたが、利用している保護者にアンケートをとり、それを市民が確認できるような手立てはとったか。	保護者の方々にアンケートを実施し、その結果の一部について素案本文に記載しました。保護者アンケートの結果は各項目90%以上の方が満足との回答をいただいております。その結果について保護者の方々へのフィードバックはいたしましたが、市民に向けた公表はしておりません。
12	拠点となるこども園の定員はどれくらいになる予定か。	定員については、新しい制度や敷地の広さ、既存施設の活用状況等を勘案して決めてまいります。
13	東習志野こども園の第三者評価結果は公表されているのか。	東習志野こども園で実施した第三者評価はホームページ等で公開しております。
14	公共施設再生計画の中で大久保東小学校に大久保こども園整備が記載されているが、たとえば、谷津幼稚園は谷津小学校の中にあり、0歳児から5歳児を受け入れる場合、こども園整備はどのように考えているのか。	公共施設再生計画においては、小学校の建替えにあわせてこども園を新設し統合していく計画となっています。谷津地域については、乳幼児人口の急増が課題であり学校施設の検討を行っていますので、当面の間こども園の整備は難しいため、谷津小学校の建替えにより、こども園の併設が可能か今後の状況の中で検討してまいります。
15	公共施設再生計画では、七中は三中と合併してなくなると聞いている。7つのこども園」ではなく「6つのこども園」整備になるのか。	公共施設再生計画の中で、こども園の新設計画は第3期にあたり、20年以上先の計画となっています。この間に児童数が減少し、中学校区の再編成も想定されますが、現在の需要に対し既存施設の有効活用を図りながら、できることを実施するために香澄こども園の案について提示しました。
16	こども園の4案のうち、1案を整備するとのことだが、残り3園は平成32年度以降となるのか。	そのとおりです。
17	こども園整備は4案のうち1つしか実施しないのか。	喫緊の課題である待機児童対策や老朽化施設の対応をまず優先的に行う必要があります。さらに子ども・子育て支援新制度への対応など行うべき課題が山積していることから、こども園整備については第2期計画期間内には1ヶ所と考えています。
18	拠点こども園では現在の保育所需要への対応として、どの程度が受け入れられると考えているのか。	今回の素案については、整備の考え方を案としてをお示ししご意見をいただいております。今後最終案策定にあたり、定員など具体的にお示しします。

	質問	市の考え方
19	新制度においては、就労時間が長い人ほど優先されて、短い時間の人は待機になってしまうと思うが、こども園では、定員になった場合、どのようにふるいにかえられるのかを具体的に教えて欲しい。	新制度においては、保育所、幼稚園、こども園の入所、入園に関する申請を市にさせていただくこととなります。この時にどのような基準で入園の調整をするのか今後国からその方針が示されることとなります。またこども園については新制度において幼稚園でも保育所でもない単一の施設となりますので、これまでの長時間、短時間の区分についてどのようにするのか今後国の基準をもとに検討していきます。
20	こども園が私立保育所と大きく違う点を教えて欲しい。	保育所については公立、私立を問わずほぼ同様の時間の流れと保育内容であります。こども園は幼稚園と保育所の機能を持ち、さらにこどもセンターが併設されています。保育において大きく違うことはこども園の4、5歳児は長時間児（保育所児）と短時間児（幼稚園児）の合同によりクラスを構成し、午前9時から午後2時まで、教育活動を行います。
21	4つのこども園の案の内1ヶ所の整備を進めていくということだが、その1ヶ所が決まるのはいつ頃なのか。第1期計画の時には、杉の子と袖ヶ浦ということで、ある程度具体的に示されたと思うが、なぜ今回は出し方が違うのか。	今回の素案は、第2期計画の考え方を示したものであり、パブリックコメントを実施する際には、1つの案とし御意見をいただきます。第2期計画では中学校区を基本に7つこども園を整備していきたいという基本的な考え方を示し、第1期計画で未設置の4中学校区の案についてすべてお示し今後の方向性について市民の皆様の御意見をいただき計画を策定してまいります。
22	区域分けをすると住んでいるところのこども園しか通所できないのか。	現在、幼稚園・こども園の短時間児については3園区の区分となっております。新しい制度での教育・保育の提供区域の設定は需要に応じた供給策を図るためのもので、区域外の施設も利用可能となります。幼稚園・こども園の園区については新制度への対応にあたり検討をしております。
23	袖ヶ浦こども園に希望者が集まったときは抽選になるのか。もれた人たちはどうするのか。	こども園に希望が集中すれば入れない場合があります。短時間児のお子さんは定員を超えて申し込みがあれば抽選となり、抽選に外れた方は別の施設を選択していただくこととなります。長時間児については他の保育所の申請と共に市が入所会議により入所（園）施設の決定を行います。保育に欠ける要件が整っている場合は第2希望等別の施設を御案内することとなります。
24	こども園を整備するにあたり、どれくらいの需要があるのか子育て世代にアンケートなどの調査はしたのか。	平成25年2月にニーズ調査を実施しました。対象者は、0～5歳児がいる5,000世帯にアンケートの御協力をいただき約半数の方から回答をいただきました。今後詳細の分析を行います。

	質問	市の考え方
25	こども園は幼稚園と保育所の機能が一緒になり同じところで教育を受けるとのことだが、どのようになるのか。	4, 5歳児は9時～14時まで短時間児と長時間児の合同保育を行い、集団活動を中心とした教育を実施します。その前後は、養護を主にした出来るだけ家庭に近い環境による保育を行います。本市では、保育一元カリキュラムを策定し、市立の幼稚園・保育所はこのカリキュラムを基本に保育を実施していますので、合同保育になってもこれまでの保育と変わりません。
26	途中から働いたり、介護が必要になった場合、保育の時間については柔軟に対応してもらえるのか。	こども園では短時間児については5時まで預かり保育を実施しています。保育所として長時間利用する場合については他の保育所と同様に保育所の入所申請をしていただきます。保育に欠ける要件があり、こども園の長時間児枠に空きがある場合については短時間児から長時間児への移行が可能になります。
27	平成27年度から新しい制度が始まる時に、香澄こども園が設立されていなくても教育や支援が行われるのか。	香澄こども園が設立されていなくてもこれまで同様幼稚園として教育・保育を実施します。新制度では3歳児の教育の保障をする必要がありますので、需要によっては既存幼稚園の活用も検討してまいります。
28	現在、新栄幼稚園には二中学区と四中学区の児童が通っているが、四中学区の人には東習志野こども園に通わなければいけないということか。	中学校区を基本に拠点となるこども園を整備しますが、中学校区が園区になることではないので、どの施設を選択し申請をするかは、現在の幼稚園・こども園の園区として定めている3園区の中で選択をしていただくこととなります。園区については今後新制度への対応にあたっては園区について検討してまいります。
29	新栄幼稚園の場合、入園児童数が少ないのは認めるが、習志野市の定員と比較すると、それなりにニーズはあると思うのだが。	新栄幼稚園は70名定員で現在50名程度のご利用があることから定員の充足率の割合としては他の施設と比較して高い状況です。しかし、1小学校区1幼稚園の需要としては他の地域と同様50名程度の利用者にとどまり減少しています。幼稚園は本来同年齢の子供たちが集団教育を受ける場所として複数学級の構成が基本であり、140名定員以上でなければ認可されないこととなっています。提案している大久保保育所をこども園化することにより、4, 5歳児は各2学級構成されることになり、子ども達が集団を意識し互いに切磋琢磨できる環境をつくってまいります。

	質問	市の考え方
31	なぜ実籾小学校区の新栄幼稚園が大久保保育所といっしょになるのか。大久保東幼稚園の活用はないのか。	大久保保育所と大久保東幼稚園、新栄幼稚園を合わせてこども園化することも検討いたしました。3施設の需要を合わせた場合大規模になることから大久保保育所と新栄幼稚園を統合する案で提案をしています。今後大久保東小学校建替えにあたっては、大久保こども園を大久保東小学校敷地に移転し3施設を統合した新設こども園を整備することについても検討します。
32	市内の待機児童の分布が良く分からないのだが、待機児童の多い地域が今回の計画のこども園整備対象になっているのか。	待機児童は市内全体に分布しています。第2期計画ではこども園整備については子育て・子育ての拠点として地域の様々な保育ニーズへの対応や子育て支援の充実を図るために整備してまいります。待機児童対策としては市有地等の活用により認可保育所を誘致することや幼稚園機能に保育所機能を加えることで対応を図ってまいります。
33	幼稚園と保育所の統合と保育所の機能を持たせるという用語の違いは何か。それぞれの定員数を聞きたい。	統合とは、既存の保育所と既存の幼稚園を1つの施設に統合をすることです。保育所機能を加えるとは、幼稚園に新たに保育所機能を加えることです。定員については乳幼児の推移や敷地の広さ、施設の整備の状況に応じて決定をします。
34	東習志野こども園の先生方に行ったアンケート結果で、気になる回答が以下のとおりあった。どう改善・配慮されたのか。 ①幼稚園児が帰る所を保育所児が見てしまった。 ②昼寝の時に幼稚園児が帰宅するので、担任がいなくなり保育所児が落ち着きがなくなってしまった。 ③子どもに幼稚園と保育所の区別をつけさせるのは早いのでは。また、今もアンケートを実施しているのか。	平成18年に職員に対しアンケート調査を実施しました。東習志野こども園については1番目の施設ということで、職員にも保護者にも子ども達にも戸惑いがあり、様々な課題がありました。①については、長時間児が不安にならないよう、職員によって様々な工夫をして対応いたしました。2番目の杉の子こども園については設計において保護者の送迎が目に入らないように配慮をしています。②については、こども園には個別に支援を要するお子さんをお預かりしていることもあり、1クラス2人担任となっています。そのため降園時は短時間担当と長時間担当とに分かれ担任の対応が可能となっています。③についてはこども園では幼稚園、保育所の区別をつけずに保育を行うことを基本として短時間児と長時間児の合同保育を実施しています。一日の生活の中で集団的な教育時間と養護的な時間をそれぞれ大事し、子ども達の生活の充実と安定を図ってまいります。アンケートについては、杉の子こども園については実施していませんが、毎年自己評価を行い課題に対し改善を図っています。

	質問	市の考え方
35	奏の杜の児童増加に伴い谷津小が26クラスから56クラスの倍になるという問題がある。乳幼児も増えており、721世帯の内0～5歳児は212人、H27には869世帯入るのでかなり人数が増えると思われる。谷津にこども園ができたとしても、増加すると思われる乳幼児も含めて待機児童が改善されるのか。こども園構想にあたっては、教育委員会と連携をとってほしい。	谷津小学校の対策について現在教育委員会が検討しており、小学校の学級数の増加に伴い第1中学校区でのこども園については未定となっています。将来的には、谷津小学校の地域でのこども園設置について検討してまいります。保育需要への対応としては先行して谷津・奏の杜地域に民間保育所を誘致することについて検討しております。こども園整備については教育委員会と連携を図って進めてまいります。
36	こども園構想の理念を教えてください。待機児童を減らすのが目的なのか。	こども園構想の理念は在宅の子育て家庭も含めて、それぞれの家庭の状況に合わせ支援をすること、拠点こども園を中心に子育て支援の地域ネットワークをつくることが目的であります。待機児童対策については、既存施設の活用や私立化に伴い、受け入れ枠の拡大を図ってまいります。

## 保育所の私立化について

	質問	市の考え方
1	7つの拠点となるこども園以外は私立化することによってよいのか。	最終的には、7つのこども園を市において実施し、それ以外の施設については、段階的に私立化を進めてまいりたいと考えています。
2	私立化にあたり、業者選定において、参加申請法人が1法人しかなかった場合、1法人では市が提示した要件を充たしてもらえないのではないのか。	第1期計画での私立化は公募型プロポーザル方式という手法で業者を選定しました。若松保育所は1法人から参加申請がありましたが、選定にあたって、若松保育所の参加申請のあった法人による提案内容は、市が提示した要件を十分に満たすものであったことから、運営事業者として選定をいたしました。
3	プロポーザル方式で要件を充たす業者が出なかった場合、仕切りなおす等の対応はとるのか。また、そのような事態になった場合、民営化自体を見直すことはあるのか。	市の示す要件を充たさない場合は、法人選定を仕切り直すなどの対策をとることとなります。法人が選定され、完全に移管できるまでは、市が運営主体ですので、市により継続して保育を実施します。
4	私立化された保育所では20歳代の先生が多く、年配の経験の多い先生が少ないという話を聞くが、私立化にあたってどの程度その部分に配慮していこうと考えているのか。	私立化ガイドラインでは5年以上の保育経験者を全体の1/3以上配置することを規定しています。また、保育所運営費(国、県、市による助成金)は、保育士の経験により加算される仕組みとなっており、施設の全保育士の平均勤続年数が4年未満で4%、4年以上7年未満が8%、7年以上10年未満が10%、10年以上が12%となっています。
5	休日保育を実施している保育所はあるのか。	現在、かすみ保育園、アスクかなでのもり保育園において実施しています。若松すずみ保育園、そでの保育園については、現在行っておりませんが、今後保護者より御要望があれば実施してまいります。
6	平成25年度から3年間は毎年、それ以降は3年ごとに、法人において福祉サービス第三者評価を実施し、その検証を三者協議会において検証していく」とあるが、市は干渉せず、法人への丸投げとなるのか。	法人による第三者評価を平成25年度から3年間それ以降については3年ごとに受審することを義務付け、その結果をいずれも公表してまいります。適切な評価を受けることができるように市としても注視していきます。
7	市の基準に従って民間にも運営してもらおうということだが、加配保育士等についても、市の基準通りに配置するということによって良いのか。	現在習志野市の私立保育園については、看護師や栄養士を含め、市の職員配置と同様の基準に従い職員を配置しております。加配保育士の配置にあたっては補助を市単独で行っています。



	質問	市の考え方
8	<p>駅前の保育園だと、園庭がなかったり、狭かったりすることがある。これらは、小学生にあがったときに、子どもにも差が出てくるなども考えられる。やはり公立と私立との差があると考えられるので、今後も公立施設を残してほしい。</p>	<p>昨今の社会情勢の変化により保育ニーズも非常に多様化・複雑化しており、これら全てのニーズに公立だけでは対応しきれないという状況にあります。そこで、私立のお力を借りながら、公立は公立の役割を担い、互いに情報の共有や連携を図り、切磋琢磨しながら習志野市の保育の質を高めていきます。</p>
9	<p>私立化に際して企業の参入を考えているのか。</p>	<p>市立保育所の私立化については、私立化ガイドラインにおいて運営主体を社会福祉法人と定めており、私立化した2園は社会福祉法人によって運営されています。私立化において企業の参入については考えておりません。</p>
10	<p>民営化すると、国の補助により、市負担分が12分の1になると聞いたが、補助の根拠はきちんと示されているのか。</p>	<p>平成29年度まで「待機児童解消加速化プラン」の適用を受けた場合、民設民営での建替えや創設については各自治体の負担が12分の1になりますが平成29年度以降につきましては国の方針は示されておりません。第1期計画において、民間活力の導入により多様な保育の実施を可能とすることや、限られた財源の中で保育需要に長期的に対応するために、私立化に取り組んでまいりました。第2期計画では、第1期計画の考え方に加え、老朽化施設の建替えに伴い市が建替えた場合全額市の一般財源の持ち出しになることから、公共施設再生計画の観点からも民間活力の導入を図ってまいりたいと考えています。</p>
11	<p>国の動向が不安定で「待機児童解消加速化プラン」が本当に施行されるのかわからない中、あたかも確実に実施されることを前提としていたり、私立化によって市の負担が抑えられると言うが、その分サービスの質が低下することを保護者は心配している。</p>	<p>待機児童対象加速化プランについては、まだ市でも予算化をしていませんので、今後、建築の見込みが立てば国に報告し補助を受ける予定です。私立保育園においては人件費の違いだけでなく私立ならではの工夫によって効率的運営が可能になっていると考えます。サービスが低下しないよう、業者選定の際には市の運営基準を提示し、開園後もその基準が守られているか定期的に市においても確認する他、県においても適正な運営がなされているか毎年厳しい監査を行います。</p>
12	<p>民間の場合の運営費に運営法人の利益は含まれているのか。</p>	<p>保育所は公益事業であり、保育を実施するための経費として運営費が支払われ、利益を求めないことが前提となることから、毎年県による厳しい監査を受けます。さらに市の補助に対しても適切に使われているか市が確認を行います。</p>

	質問	市の考え方
13	若松保育所の私立化の経過で発生した問題を隠していたことに不信感を感じた。船橋市では反対の署名があって私立化を止めたと聞いている。	若松保育所の所長が委託期間の途中で退職しましたが、市は所長経験者を派遣する等の迅速な対応をとり、子ども達に影響が出ないように努めました。私立化の経過の中での問題や課題に対し、保護者の皆様と連携を図り市としてできる限りの対応を図ることが重要だと認識しています。船橋市は私立保育園が64%、公立保育園が36%となっており、習志野市の状況とは異なります。
14	既に民営化された保育所の保護者のアンケート等は開示されているのか。	平成24年度末若松すずみ保育園、そでの保育園の保護者アンケートを実施しましたが公表はしていません。今年度、第三者評価を実施する予定であり、その結果については公表する予定です。
15	私立保育園の監査結果についてどこで確認が出来るのか。	私立保育園の監査は県により毎年行われます。県による単独保育園ごとの公表は実施されておりません。今後公表について検討をまいります。
16	民営化したものの、運営する事業者が運営中に撤退した場合はどうするのか。	認可保育所の場合廃止または休止については、県の承認を受けなくてはなりませんが、この承認に際しては①廃止、休止の理由②入所させているものの処置③廃止しようとする者にとっては廃止の期日及び財産の処分④休止しようとする者にとっては休止の予定期間、これらの必要な条件を付して県は廃止、休止の承認を行います。したがって運営中突然撤退することはないと考えます。
17	私立化にあたり、給食や園庭等の基準がちゃんと守られるのか心配している。	私立化にあたり給食や園庭、施設などの基準は市が運営する保育所と同様の基準を示しその内容を遵守することを前提に法人を選定します。法人による運営開始後につきましてもその内容が守られているか市は監査や指導研修担当の職員による訪問等により確認をします。
18	平成21年の「習志野市市立幼保再編検討委員会」の最終答申の中で、「私立化にあたり、選定等の最終作業にむけて市民や保護者を委員とする検討会議を設置する」という旨が記載されているが、今回の計画策定にあたり、設置するような旨は記載されていない。どうなっているのか。	私立化ガイドラインの見直しや法人の選定にあたりましては、検討会議等を設置する予定です。
19	本大久保保育所、本大久保第二保育所の私立化する可能性は。	本大久保保育所の老朽化も進んでいることから、対応が必要だと考えています。

	質問	市の考え方
20	本大久保保育所と本大久保第二保育所の私立化に係る整備場所は、職員住宅跡地ということだが、それぞれの跡地はどのように活用を図ることを考えているのか。	跡地の活用については今後検討してまいります。乳児を受け入れている本大久保第二保育所については、待機児童の90%が3歳未満児である現状から、私立化の段階での保育需要によっては、活用を図ることも検討します。
23	私立化すると、今ある保育所の保育目標はどうになってしまうのか。	現在、本大久保保育所、本大久保第二保育所で行っている保育を継承することを前提に私立化を図ります。
24	昨年、市保連で実施したアンケートでは、私立化することによって、具体的に何が変わるのか良く分からないことから、私立化を反対する声が多かった。今分かっている限りでよいので、何が変わるのか説明してもらいたい。	保育所は基本的に私立も公立も同様の基準で運営され、保育内容についても保育所保育指針に基づき行われることから、変わりはありません。習志野市はこれまで長年公立において保育を実施し職員の質の向上を図るべく研修の充実を図ってきましたが、私立化した法人にも研修会に参加していただいたり、所長会等の会議に参加し情報の共有を図るなどして、公私が互いに連携し合い、切磋琢磨しながら質の向上が図れるよう取り組んでいます。私立化に伴い延長保育の拡大や休日保育などが可能となります。
25	どのタイミングで民間の募集要項を作成し、また保護者の意見をどのように反映させるのか。	私立化ガイドラインの見直しや法人選定については第1期計画と同様第三者による検討機関の設置をします。検討機関の構成員につきましては今後検討しますが、保護者の皆様の意見反映の方法についても合わせて検討してまいります。ガイドラインについては26年度早々に見直し、計画開園年度の2年前には法人を募集いたしますので、その前には募集要項の策定を行います。
26	私立化の運営先に対し「市の保育を継承するようお願いする」と言うが、実際、お願いするだけなのか。どの程度の拘束力があるのか。	市の保育を継承するための基本方針を定めたものが私立化ガイドラインであり、今後第2期計画の私立化に対応したガイドラインとするために見直しを行います。法人の募集はこのガイドラインに則って行い、市が定める基準等について実施可能か提案方式により公募をします。より質が高く市の基準に従うことができる法人を選定し選定後基準の遵守について協定書等をかわします。さらに市は独自の基準での事業に対し補助金を出し毎年監査を行い、保育内容も含め協定書の内容が遵守されているか確認し必要に応じて指導をします。

	質問	市の考え方
27	<p>当初、菊田保育所の施設内にプレハブを建て、所庭の代わりに公園を活用すると聞いていた。</p> <p>菊田保育所の仮設等で2年間過ぎすわけだが、その間に平行して解体、建設工事を進めることは出来ないのか。</p> <p>再度、民営化までの流れを教えてください。</p>	<p>現在2歳児から5歳児までの保育室がある保育棟は耐震に問題があることから、平成26年度までに安全な場所での保育を実施するために、仮設保育棟を建て安全確保を図った上で施設を建替えることとしました。</p> <p>建替えに伴い、本素案では、現在の保育棟の場所に本設を建てると、園庭を使えない期間が4年近くなることや防壁で隔てた場所で工事と保育が行われることなど、子ども達の日々の保育に規制が多く、安全性を第一に考え、袖ヶ浦こども園の前例も踏まえて、代替え施設の活用について提案をしています。</p> <p>谷津第二保育所を代替え施設として活用する場合、平成26年度に業者選定を行い、平成27年度に民間が施設を建て、平成28年4月より谷津第二保育所にて保育を開始する予定です。その後菊田保育所跡地に民間により認可保育所を建てていただき、平成30年4月より菊田保育所が開設という流れになると考えます。</p>
28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・菊田保育所の私立化計画は、非常に長い期間にわたっており、プレハブ園舎、転所2回など負担が大きい。谷津第二保育所新設より優先して建替え、私立化をする計画はないか。</li> <li>・幼稚園の入園率が減少しているところがあるが、近くの津田沼幼稚園の入園状況はどのような状況か。</li> <li>・3歳から5歳は津田沼幼稚園で0～2歳は菊田第二保育所の増員で対応する方法や、津田沼小学校に仮設保育棟を建て利用することはできないか。</li> <li>・プレハブ保育棟や2回の転所など児童・保護者・職員の負担が大きくなる。谷津第二保育所新設より優先して建替え・私立化をする方法はないのか。</li> <li>・谷津第二保育所を活用しない場合の私立化のスケジュールは。</li> </ul>	<p>耐震に課題のある施設から安全な場所に子ども達を移すことを最優先として、25年度中に仮設保育棟を建て移すことが決定しております。その上で仮設後の菊田保育所の施設や保育について様々観点から検討をしました。</p> <p>現在津田沼幼稚園の入園状況は、平成25年5月時点で210名の定員のうち、80名です。津田沼幼稚園の余裕教室の活用についても検討をいたしました。菊田保育所の児童を受け入れるためには保育室の増設が必要になりますが、敷地が狭いために増設が不可能でありました。さらに小学校への仮設棟の整備については学校内での確保ができませんでした。このように様々な観点から検討した結果谷津第二保育所の活用について御提案をしています。プレハブ棟から谷津第二保育所への移動など子ども達にとっても保護者の皆様にとっても御負担と御迷惑をおかけします。今後は出来る限りの配慮等を心がけます。</p>
29	<p>今後の説明が平成25年9月以降になるのであれば、平成25年9月中のパブリックコメント実施も難しいのではないかと。</p>	<p>御要望に応じて説明会を実施し、御意見を最終案に反映させる必要があることから、パブリックコメントの実施を平成25年9月から10月末の実施に変更します。</p>
30	<p>なぜ津田沼小学校建替え時に菊田保育所の再編も検討しなかったのか。</p> <p>奏の杜地区の問題についても、市の見通しはいつも甘いように感じる。</p>	<p>津田沼小学校につきましては、耐震補強の必要な建物であり、建築後50年余りを経過し老朽化も進んでいたことから、全面改築に平成21年度から取り組んだものであります。小学校施設の建替えによるこども園等の統合について提案をしている公共施設再生計画や第2期計画については、今年度計画を策定しておりますので、津田沼小学校建替え時に統合等についての検討は行いませんでした。</p> <p>奏の杜地区については、社会情勢の変化に対し柔軟に対応できなかったことがありましたが、今後は計画策定にあたり慎重に検討し、状況変化によっては変更も可能とするなど、実情にあった計画策定を行ってまいります。</p>

	質問	市の考え方
31	東日本大震災直後、菊田保育所について、特に問題ないという話を聞いていた。なぜ、耐震工事が必要ということに話が変わったのか。	施設は震災による影響はありませんでしたが、平成20年度に実施した耐震診断の結果では、Is値が、保育棟は0.33で遊戯室が0.38でしたので、平成24年度に耐震設計を行いその後耐震工事を行う予定でありました。しかし、設計の段階で耐震補強工事による耐震化は困難であるとの報告があり、子どもの安全性の確保の観点から、仮設保育棟を建て、一旦安全な場所に子ども達を移動させることといたしました。
32	私立化が前提のように話をされているが、もし、保護者が私立化に反対すれば、私立化をやめ、プレハブのまま保育を続けることになるのか。	現在の保育棟については耐震に問題があり、子どもたちを安全な場所に移すことを最優先し今年度仮設棟を建設いたします。建替えにあたっては民間によるものとし、長期的な保育需要への対応を可能としてみたいと考えます。プレハブ保育棟は躯体として2年以上使い続けることは可能ですが暫定的な保育棟であることから、使い勝手や管理棟から離れているなど課題があります。
33	財政的に厳しいのは分かるが、急に「お金がないから私立化を進める」と言われても、皆納得しない。市民への説明も足りないのではないのか。	私立化の長所として、①国の補助を受けられ、市の財政的な負担軽減 ②不足している保育士の確保 ③時間外保育等の私立ならではの柔軟な対応があります。今回の計画の対象となる施設には保護者用の説明会を行って意見をいただきましたが、今後も必要に応じて説明会を行い御理解いただけるようにいたします。
34	習志野市は情報の開示が非常に遅い。耐震対策についても、情報の開示及び対応の遅さに不信感を覚える。	第2期計画素案について、御説明が遅くなったことについてお詫びします。今後の計画策定までの間や、私立化や建替えが決定した際には、その経過において、保護者の皆様への御説明や意見交換を実施します。
35	ダイジェスト版で菊田保育所の私立化の利点として乳児枠の拡大としているが、これは民営化をしなくても対応可能であると考えるが、記載される確固たる理由があるのか	現在の菊田保育所の施設においては、乳児枠の拡大はできません。施設の整備に伴い乳児枠の拡大を条件に付して民間事業者を選定することにより対応が可能になります。
36	29年度以降の乳幼児人口の急激減少とあり、菊田保育所を私立化する前には就学前児童数が減少することとなるが、この推計を基に菊田保育所が廃止対象となることはあるのか。	保育所需要は潜在的な需要も含めると乳幼児人口が減少をしても、現在の施設数では対応できないと考えます。菊田保育所の場所は京成、JR津田沼の駅に近く、今後も保育需要の受け皿としては重要な施設ですので、廃止については考えておりません。

	質問	市の考え方
37	菊田保育所について、今後2年間は工事によって園庭が狭いようだが、他に思い切り体を動かして遊べるような場所は確保してもらえないのか。	仮設棟の建設は平成25年11月からの着工を予定しており、旧保育棟の解体終了までの約1年間については、園庭が利用できない状況になります。そこでこの間、津田沼小学校の校庭の一部活用について協議しております。
38	菊田保育所が私立化された場合、菊田第二保育所の扱いはどのようになるのか。菊田第二保育所は市が運営するのか、また統合した場合現状と同じ受け入れ人数、体制が保障されるのか。	菊田保育所を私立化する際には、乳児枠の拡大を図ることを検討します。菊田第二保育所については、待機児童のほとんどが0歳児から2歳児であることから、当面の間は乳児需要の受け皿として活用する必要があると考えます。
39	谷津第二保育所を代替施設として活用した場合、送迎に支障をきたす保護者への対応として、杉の子こども園や袖ヶ浦こども園の長時間枠の拡大は図れないか。	杉の子こども園や袖ヶ浦こども園については、平成27年度から新制度が施行されることに伴い、今後定員設定について検討を行います。保育所需要が拡大する中では長時間児枠の拡大についても検討をする必要があると考えます。
40	谷津第二保育所への移転等、いまひとつわかりづらいので、改めて大まかな流れを教えてください。 菊田第二保育所の児童で、今後も菊田保育所に在籍し続ける場合は、菊田保育所の仮設棟及び谷津第二保育所で過ごすということになるのか。	谷津第二保育所を代替施設として活用する場合、菊田第二保育所の現在の2歳児のお子さんは3、4歳児のときは菊田保育所の仮設棟において過ごし、5歳児のときに谷津第二保育所に移ることになります。現在1歳児のお子さんは3歳児の時に仮設保育棟において過ごし、4、5歳児は谷津第二保育所に移らることになります。現在0歳児のお子さんは3歳から谷津第二保育所を御利用いただき、5歳児になった時に菊田保育所に行かれるか選択をしていただくことになります。
41	谷津第二保育所は定員120名の施設を予定しているが、現状150名超える児童を収容できるのか。	弾力的な受け入れにより150名程度までの対応は可能だと考えます。距離の問題などで転所を御希望される場合もあることから、他の施設の受け入れ枠の拡大なども検討してまいります。
42	代替施設として利用予定の谷津第二保育所の児童は、全員新設される菊田保育所の児童になるのか。 谷津第二保育所に残る児童がいる場合、子どもにも運営側にも混乱が生じると思うがどのように考えるか。	菊田保育所が設置された時にどちらの施設を選択されるかは、保護者の選択となりますが、そのまま谷津第二保育所を御利用いただくことが可能です。混乱ができるだけ生じない様、選択希望について配慮するなどの方法について検討してまいります。
43	谷津第二保育所を活用すると実際は受け入れ人数が30人減になり、待機児童対策になっていない。重要な課題である待機児童対策の児童受け入れ可能数について、「定員など具体的な部分は最終案の段階でお示します」とQ&Aにはあるが、こういった重要な問題は最終案でなく、現段階で示し、皆の意見を伺うべきではないか。	谷津第二保育所を菊田保育所の代替施設として活用する場合、菊田保育所の設置まで保育需要の純増にはなりません。この他国所有地の活用などにより待機児童対策を図りたいと考えています。具体的な定員等については最終案にはお示しし、パブリックコメント等において皆様の御意見をいただきたいと考えています。

	質問	市の考え方
44	公立保育所から私立保育所になる場合は、移行期間などガイドラインがあるが、現状私立から私立への移行する場合のガイドラインはない。どのように移管する計画か、そもそも違う法人から法人へ移管することができるのか。 平成28年4月予定の谷津第二保育所用地での民営化と、平成30年4月予定の菊田保育所の民営化では運営事業者が異なるようだが、その移行期間をどうスムーズに行うつもりか。	法人から法人の移管は不可能であり、菊田保育所整備後は保護者の御希望に応じて施設を選択していただくこととなりますが、菊田保育所に移られるお子さんと、保護者の皆様への配慮も含めこれまでの私立化とは違う手法について検討してまいります。
45	谷津第二保育所の事業者選定はもう行われているのか。	第2期計画の素案を示しており、保護者の皆様の御意見を反映させ、平成25年12月までに第2期計画を策定し26年度から計画実施となります。したがって、業者選定等の実施についても平成26年度以降になります。
46	菊田から谷津第二保育所へ移動すると、谷津第二保育所の児童はどうなるのか。	谷津第二保育所は市有地であり現在は更地の状態です。菊田保育所の建替えに伴い谷津第二保育所に民間により施設を整備し菊田保育所の代替え施設としていくことについて御提案をしています。

## 幼稚園の私立化について

	質問	市の考え方
1	つくし幼稚園・実花幼稚園の私立化の時期は。	平成26年、27年については公立幼稚園として募集を行い、平成28年度までは公立で保育を実施します。私立化については、平成29年度以降を考えており、保育所機能を幼稚園機能に付加します。
2	園区についてどのように考えているのか。	園区は現在3園区分となつています。今後子ども・子育て支援新制度への対応にあたり園区について検討してまいります。
3	公立幼稚園の余裕教室活用について、3年保育を実施する考えはないのか。	新制度においては、3歳児からの教育を市として保障する必要があります。習志野市はこれまで公立幼稚園では3歳児保育を実施しないこととし、私立幼稚園との共存を図ってまいりました。今後も基本的にはこの考え方を尊重しますが、私立幼稚園の受け入れ人数を上回る需要について、子ども子育て支援事業計画策定にあたっては、公立幼稚園の余裕教室の活用も含めて検討していきます。
4	私立化になった場合、他市から幼稚園で受け入れている児童が多いため、市内の児童が入所できないことはないのか。	新制度において、給付対象施設となった私立幼稚園の市外からの児童の受け入れについては、市の間で協議を行います。基本的には市のお子さんが地域の希望する施設に通うことが可能になるよう、市は保護者の申請をもとに対象施設と調整をすることになります。
5	私立化をしても市は運営に関与していくのか。	私立化にあたっては、保護者と法人と市による第三者委員会を設置し、必要に応じて協議を行うこととしています。私立化後についても継続して必要に応じて実施します。また、完全私立化後も指導主事による定期的な訪問など市として関与してまいります。
6	公立幼稚園の児童数が減っているとの事だが、私立幼稚園児の定員に対する入園児童数の割合はどのくらいか。	乳幼児人口が緩やかに減少するなか、市内の私立幼稚園では定員を超えた児童数を受け入れており、受け入れ人数はほぼ横ばいで推移しています。
7	幼稚園の私立化により地域交流は後退しないのか。	私立化については、地域交流等これまでのつくし幼稚園の保育を継承できるよう、ガイドラインに則り法人を募集し選定します。今後第2期計画に応じたガイドラインの見直しを、保護者の皆様の御意見をいただきながら行ってまいります。



	質問	市の考え方
8	幼稚園の私立化が現在凍結されているが、今後確実に私立化されると考えてよいのか。	長期的な保育需要に対応するために、幼稚園機能に保育所機能を加えた形で、確実に私立化を図ってまいりたいと考えます。
9	実花幼稚園が私立化され、実花地区で公立施設入園を希望した場合は、東習志野こども園の入園しかないということか。バスを出してもらえという話を聞いたことがあるが現在も検討されているか。	公立施設を希望される場合は、東習志野こども園等の公立施設を御利用いただくこととなりますが、通園方法についてはご家庭の状況に応じて、徒歩、自転車、車等、御相談に応じていきたいと考えております。バスの運行については現在のところ考えておりません。
10	私立化されると、3歳からの保育が可能になるということでしょうか。	私立化をした場合3歳児からの保育は可能になります。
11	私立化の詳細について、来年示されると思ってよいのか。	現在12月に予定している第2期計画最終案策定にあたっては、私立化の時期等について明確にお示しします。

計画全般・その他について

	質問	市の考え方
1	<p>第1期計画策定の際には、奏の杜がまだできていなくて、計画に含まれていなかった。 もし、今後奏の杜地区のような人口増等の問題が起きれば、弾力的な計画の変更は出来るのか。</p>	<p>今後策定する平成27年度から31年度の5年間を計画期間とする「子ども・子育て支援事業計画」については、「こども園整備と既存市立幼稚園・保育所再編計画第2期計画」の内容も含まれることもあります。この支援事業計画は毎年その内容について見直し、3年目にあたる年度(29年度)には、必要に応じて改正をすることとなりますので、長期的な開発等の社会変化を勘案しながら、計画策定、見直し、改正と弾力的な対応を図ります。</p>
2	<p>この第2期計画の説明資料ではメリットしか書かれていない。デメリットも明らかにしてほしい。 第1期計画が今も進行中だが、現在にいたるまでの総括、反省、保護者や地域からあった意見を第2期計画ではどのように反映していくのか。</p>	<p>こども園について、平成23年度に実施した東習志野こども園の第三者評価では、概ね85%の保護者が「満足」との回答でした。第三者評価委員による評価において園児数も職員数も多いことから、「職員間の連携や情報の共有が重要」との指摘があり、朝礼の実施や会議の工夫など改善を図っています。 これまでこども園は、認可上幼稚園と保育所が併有しており、入園の許可や保育料など別々であることがデメリットでした。平成27年度からの新制度により、こども園の管轄が一本化され、こども園が認可を得た単一施設となることで、問題が解消され则认为ます。 私立化については、習志野市私立化ガイドラインに則り、保護者の皆様のご意見をいただきながら事業者選定基準を決め、選定を行い、事業者選定後は保護者、市、事業者代表からなる三者協議会を組織し、必要に応じて開催してまいります。 問題や課題が生じたときは三者で協議しながら、市が責任をもって対応してまいります。 若松すずみ保育園(旧若松保育所)については、平成24年度の途中で園長が退職いたしました。所長不在の間市が所長経験者を派遣し子ども達と保護者、職員の支援にあたりました。 私立化を行ったこれら2保育園については、法人において今年度から第三者評価を3年間連続して受審しますが、その結果等により市といたしましても検証をしていきます。 こども園の整備と私立化については、概ね良好に運営され、子育て支援の拡充や多様な保育ニーズへの対応を可能としています。これまでのこども園や私立化した保育所の状況を今後も検証しながら、課題についてはその都度解決を図り、子ども達や保護者の皆様にとって安心して育ち、育てることができる環境を整えるために、第2期計画を策定し実施してまいります。</p>

	質問	市の考え方
3	<p>老朽化対策とこども園構想は別として考えるべきではないのか。 この計画では、「整備」と「整理」がきちんと区別されていないため、「7つのこども園構想」を示されると。単純に施設が減ってしまうような誤解を招いてしまうので、表現の方法に工夫をしてもらいたい。</p>	<p>第1期計画及び第2期計画は、整備・再編計画であり具体的にこども園の整備と既存施設の再編についてその方針を示すものです。そこで、老朽化施設の対策は整備・再編計画において対策をしなくてはならない重要な観点だと考えます。最終案策定にあたっては誤解を生じない表現の方法を工夫していきます。</p>
4	<p>この計画では、公共施設再生計画の考え方の前提である市の保有面積の圧縮が施設保有面積が減少するように思えない。 市の施設保有面積を圧縮するような方法をとるべきではないか。</p>	<p>今回の第2期計画については、小学校との統廃合による総面積の圧縮は図れませんが、私立化による市の所管施設の減少や、幼稚園、保育所の統合におけるこども園の整備により、市の保有面積の圧縮を図ることになると考えます。</p>
5	<p>谷津地域の待機児童数はどのくらいか。待機児童の数え方について説明して欲しい。</p>	<p>谷津地域の待機児童数は、平成25年4月1日現在5人です。なお、市全体の同日現在の待機児童数は47人です。 待機児童の数え方は、入所申込をいただき入所できなかった方について、翌月以降も再度申込みをしていただく中で、認可外保育施設に入園した方や、1ヶ所のみ入所希望施設を記載していない方など、国の基準にしたがって差し引きした数を待機児童数としています。</p>
7	<p>谷津第二保育所用地への民間保育所の誘致について、具体的な年次計画について説明して欲しい。</p>	<p>谷津第二保育所用地への民間保育所の誘致は最短で、平成26年度に法人募集、設計を行い27年度に建設、28年4月に開園を予定しております。谷津第二保育所は、菊田保育所の老朽化に伴う建替えの間、代替施設としての活用についても検討しております。</p>
8	<p>菊田保育所の子どもを移すということや、こども園建設にあたって統廃合をすることだが、保護者からすれば、それらの影響により通園、通所距離が変わり、帰りの迎えの時間にも影響が出るなどが考えられるが、それらの点についてはどのように考えているのか。</p>	<p>こども園の整備による統合や菊田保育所建替え工事の際の谷津第二保育所活用などにより距離が遠くなる方がいらっしゃることは認識しておりますが、子どもの安全性やサービスの拡大といった観点から御理解をいただきたいと考えています。 通園距離が遠くなり送迎が難しい保護者への対応としては、転所のご相談に応じる他、民間認可保育所による延長保育時間の拡大により対応を図って行きたいと考えます。</p>

	質問	市の考え方
9	<p>これまで「子育て日本一のまち」を目指して、公設公営、1小学区1幼稚園1保育所のスタンスを取ってきたことに習志野の良さを感じていたが、「7つのこども園」で公営施設が半減してしまうことがとても残念である。 老朽化という差し迫った状況の中、じっくりと時間をかけずに民営化の業者を選定する姿勢もいかなものかと思う。</p>	<p>習志野市はこれまで就学前の教育・保育に力を注いでまいりましたが、幼稚園の定員に対する充足率は平均37%であり、今後もその需要は減少することが予測されます。一方核家族化や少子化により在宅家庭も含めた、子どもとその保護者支援のニーズは多種多様になり、女性の就労の増加による待機児童問題も深刻になっています。そこで習志野市は地域の子育ち・子育ての拠点となるこども園を最終的に中学校区を基本として7ヶ所整備し、家庭の状況に応じた多様な保育を実施すると共に、こどもセンターを併設して子育て支援を行うこととしました。こども園は、地域の私立幼稚園や私立保育所、小学校等と連携を図り、地域全体で子どもとその保護者を支援するネットワークをつくってまいりたいと考えます。一方限られた財源の中で膨らむ保育需要への対応や延長保育・休日保育の実施など多様な保育ニーズに応えるためにも、今後も民間活力の導入を図ってまいります。私立化の法人の選定につきましては今後保護者の皆様の御意見も聞きながら、私立化ガイドラインの見直しを行い、ガイドラインに則って選定してまいります。</p>
10	<p>第2期計画を実施した場合、結果的にこども園、保育所、幼稚園は増えていくのか。</p>	<p>第2期計画を実施することで、保育の受け入れ枠は拡大します。最終案確定において保育需要の拡大予定数等を示してまいります。</p>
11	<p>素案のP15(4)③の「市正規職員の異動により、保育士不足の一助となり施設管理、臨時採用保育士の確保等の事務の削減等が図られている。」とあるがどのような意味か。</p>	<p>市立保育所での保育士不足が課題になっており、袖ヶ浦第二保育所と若松保育所の私立化により、正規職員が市立保育所やこども園に異動し、正規職員の割合が増えたことと、2施設の職員の管理や雇用事務の軽減を図ることができました。</p>
12	<p>モリシアの駐車場の場所(仲よし幼稚園跡地)にタワーマンションが建設され、その中に子育て支援施設が入るといことだがそれは、保育所が整備されるということではないのか。</p>	<p>マンション建設に伴い、保育需要が増えることが予測されることから、マンション内に保育を実施するためのスペースが確保されています。保育の形態や規模等については今後の開発に伴い検討します。</p>
13	<p>日曜日の求人広告を見ると、他市もたくさんの保育士を求めている状況にあると考えるが、習志野市の職員の雇用状況はどうか。</p>	<p>様々な方法により人材確保に努めていますが、保育士が不足している状況です。</p>

	質問	市の考え方
15	待機児童が多い理由についてどのように考えているか。	平成25年4月1日時点の待機児童数は47名です。市立保育所は定員を越えて弾力的に受け入れている施設がほとんどであり、新たに施設を整備して受け入れ枠の拡大を図ってもすぐに需要が供給を上回る状況です。平成25年2月に実施したニーズ調査においても、現在は就労していないが、今後は働きたいと答えた方が90%を超えており潜在的保育ニーズがあると考えられます。
16	育児休業中の保育についての考え方は。	育児休業は一定期間の休業後仕事に戻ることが前提であり、必ず保育が必要になることから国の制度に基づき、保護者の要望により継続して保育を実施しています。
17	認可保育施設を開設したJPホールディングスが、どのような法人か認識しているか。 国を挙げて待機児童対策が問題となっており、「横浜方式」が注目されているが、安易な私立化は反対である。	アスクかなでのり保育園の認可は県で行いましたが、市としても法人の財務諸表やこれまでの実績、実施保育園の視察を行い、運営状況や保育内容について確認をして問題ないと判断をしております。さらに、市の運営基準に従っていただく協定書を締結しており、今後もその協定が守られているか監査、訪問指導等を実施します。 子ども達にとって望まし保育環境が整い安定して保育を受けることができるよう私立化につきましては、法人選定から移管までの間保護者の御意見を聴きながら丁寧に対応してまいります。
18	待機児童数の47名というのは、地域によって偏りはあるのか。	待機児童は全市的に分布していますが、若干、谷津奏の杜地区と東習志野地区が多くなっています。
19	推計にある今後の乳幼児人口の急増の理由は何か。	奏の杜地区の大型マンション等の建設が大きな要因と考えます。
20	認可外保育所は利用しにくい部分があるが、認可保育所の増は具体的にどのように考えているのか。	保育需要への対応としては認可外保育施設の役割も重要になってきております。認可保育所の増については、奏の杜地区の乳幼児人口の増加に伴い、第2期計画に先行して民間認可保育所を誘致することを予定している他、第2期計画において国所有地活用等により民間認可保育所の誘致や幼稚園に保育所機能を加えることなどにより、保育需要への対応を図ってまいります。
21	保育士不足の解消策は何か考えているのか。	国において保育士の処遇改善方策も考えられており、市の定員適正化計画も踏まえながら総合的に検討していきたいと考えています。

	質問	市の考え方
22	<p>資料の最後に、平成30年以降幼児の数が激減していくとあるが、これを行政がそのまま受け入れているようではどうしようもないと思う。</p> <p>これを増やす方法を考えるのが行政の仕事であり、減るからこれだけの数でいいとか、そういう考えでは習志野市は発展しない。</p> <p>この、こども園整備計画が習志野市の発展のためになるような計画でないといけない。</p>	<p>第2期計画の重要な観点は、1.拠点こども園の整備 2.待機児童対策の強力な推進 3.老朽化施設への対応として検討を進めているところです。</p> <p>素案では子育て・子育て支援の拠点となるこども園を整備し、在宅家庭も含めた保護者への支援と幼稚園機能と保育所機能を融合させた質の高い保育の提供を図ると共に、認可保育所の誘致や老朽化施設への対応など、子ども達が健やかに育ち、安心して子育てができる環境を整えることにより、乳幼児人口が減少することのないまちづくりに努めてまいりたいと考えています。</p>
23	<p>国の新制度の詳細が見えてこない状況の中で、第2期計画を平成25年12月までに策定するというのは、少し急ぎすぎているように感じるし、そんなに急ぐ必要があるのかと思う。</p> <p>今後策定した直後に修正するということになりかねないのではないのか。</p>	<p>平成27年4月からは子ども・子育て支援新制度が施行される予定となっており市の責務において、各家庭の保育ニーズに応じた教育・保育施設の確保を図る必要があります。そのため少しでも早く施設を整え、保育需要への対応を可能としていくこと、さらに老朽化対策についても喫緊の課題であることから、27年度からの新制度も視野にいれながら第2期計画を策定し、26年度から対応してまいりたいと考えます。</p>
24	<p>第2期計画とはいつからいつの期間のことを指しているのか、また何期までであるのか。</p>	<p>第2期計画の計画期間は平成26年度から平成31年度までの6年間となります。</p> <p>今後乳幼児人口の著しい減少なども予測されることから、平成32年度以降の第3期計画については、策定時点での乳幼児人口の推移や推計によって策定してまいります。</p>
25	<p>計画は何期くらいまでであるのか。こども園や私立化は、どこがどうなるのか。明確でない所があるので不安。谷津・谷津南はどうなるのか。わかっている範囲で教えてほしい。</p> <p>谷津地域が今度どうなるか見えないので不安。第2期計画で増える幼稚園・保育所・こども園どのくらいの数になるのか教えてほしい。もう少し谷津がどうなるか詳しく教えてほしい。希望として第2期計画において対象とならない市立保育所は市立のまま変わらないという一文を載せてほしい。</p>	<p>第2期計画は平成26～平成31年度の6年間の計画となります。具体的には4つのこども園の案の内、1ヶ所整備してまいります。私立化については菊田保育所、本大久保保育所、本大久保第二保育所の私立化について御提案しています。谷津地区は奏の杜の児童数増加の問題で別途検討することになります。谷津・谷津南保育所については第2期計画期間についてはこれまでと同様に市において保育を実施します。第3期以降につきましては策定時点での乳幼児人口の推移や推計、保育需要等様々な観点から検討し策定します。</p>

	質問	市の考え方
27	先で行われた袖ヶ浦地区での説明会であまり地域の説明がなかったと保護者の方がお怒りだった。今回も説明会のスタイルが、参加するハードルが高い。色々な人が参加できるように配慮すべき。その後の計画が決まったら、それぞれの施設に行って説明するなどきちんと説明責任を果たしてほしい。	これから保育所や幼稚園に通われるお子さんをもつ保護者の皆様にも広く情報の提供を図り、計画に対してご意見を伺うために公民館等で説明会、意見交換会を実施しました。計画での当該施設についても意見交換会をさせていただきましたが今後も計画策定時や実施にあたってはできる限り説明をまいります。
28	きらっこルームも残るのか。いっぱいできて過剰なように思うが。	在宅の子育て家庭おん相談場所や遊び場所は行く安いところにあるべきだと考えます。こども園にはこどもセンターが併設されますので、7つのこども園の整備状況によってはきらっこルームの存続について検討してまいります。

## 新制度について

	質問	市の考え方
1	施設の利用料について、今まではこども園では長時間と短時間とまちまちだったが、これからは統一されて所得によって変わるということか。	幼稚園・保育所・こども園等の給付対象施設については、同じ制度の中で、基本保育についての保育料が統一する予定となっています。国が示している認定制度では、必要な保育時間に応じて4時間・8時間・12時間で区切り、時間区分ごとに所得によって設定された階層による応能負担となります。
2	今後いつ利用料(保育料)が決まるのか。新制度になって負担が増えるのか負担が減るのか、そこが一番重要になってくると思うがどうなるのか。	平成26年度の早い時期に基本保育に係る公定価格と保育料の基準額(上限設定)を国が示すとしています。それを受けて習志野市として保育料の検討をして決定します。基本的には給付制度によって御家庭の負担を軽減するものですが、保育料は所得に応じた応能負担となるため、これまでより負担が増える場合も予想されます。今後詳細が国から示され次第できるだけ早く周知を図ってまいります。
3	一部報道で、幼児の保育の無料化という報道が出ていたと思うがどうなったのか。	無償化の検討がされていますが、現在では幼稚園に通園しているお子さんのうち第1子が小学校3年生になるまでの間、幼稚園保育料を第3子以降が無償、第2子が1/2とすることを国において検討しています。
4	入園等申請について、申請後に、保育度認定がされますが、時間が4時間・8時間・12時間と認定するときに時間も決まるのか。	保育度の認定の時に必要保育時間についても認定することとなります。基準や手続きの方法については、今後国から示され明確になり次第周知を図ってまいります。
5	時間の決め方は勤務時間プラス通勤時間だと思うが、勤務時間が昼からの場合昼から4時間とか8時間になるのか。	4時間、8時間の保育時間の設定については、今後国から示されることとなりますので、詳細についてはわかり次第情報の提供を図ってまいります。
6	公立と私立幼稚園の保育料は同じになるという理解でいいのか。	給付対象施設となった私立幼稚園については、基本保育部分は私立、公立共に同じシステムの中に組み込まれ、同額になる予定です。
7	幼稚園・保育所の利用料が公立・私立ともに一本化されると、ある特定の人気のある施設に入園、入所申込み等が集中してしまうのではないのか。	新制度においては、保護者の申請に基づき、幼稚園、保育所、こども園の利用調整を市が行うこととなりますので、特定の施設に希望が集中した場合各施設と調整の上、他の施設への利用斡旋等を保護者の皆様に行うこととなりますが具体的な方法については今後国から示される予定です。



	質問	市の考え方
8	新制度の施行により、認可外保育施設の申請方法に変更は出るのか。	新制度により、地域型給付として認可外保育施設を市の基準により認可をし、給付対象施設として、認可保育所等と同様の保育料体系に組み込む仕組みを作ろうとするものです。申請方法としては市に申請をいただくこととなります。この新しい制度に参入しない認可外保育施設については、現在と同様になります。
9	介護保険と同じような仕組みと聞いているが、ケアマネジャーが被保険者のプランを組み立てるように、どう保護者に対し、公立や私立施設への入所等を調整するのか、また、基準のようなものは決まっているのか。	調整の方法や基準については今後国から示されますので、それにより市としてどのように申請を受け付けるのかどのように調整を図るのか、検討してまいります。
10	新制度の今後の動きなどについては、随時ホームページ等で広報されるのか。	今後、市のホームページや広報紙などにより情報提供に努めてまいります。
11	市外の勤務地に近い認可外保育施設に預け、市の補助が適用されなかったことがあったが、認可外保育施設の保育料の軽減は今後検討されるのか。	新制度で給付対象施設となれば、市外認可外保育施設利用においても公費が給付されることとなるため、保育料が軽減されることが想定されます。
12	子ども・子育て支援新制度においては、保護者の就労状況の変化があっても、継続して利用できるということであるが、他の保護者から聞いた情報によると、現在は最低でも午前8時30分から午後4時30分まで保育してもらえているが、新制度になると、就労状況によって保育の時間が決まるため、その時間を預かってもらえなくなってしまうなど、均一な教育を受けられないなどの問題が出てくると聞いている。	新制度においては、各家庭の状況に応じて保育度の認定と合わせて、必要保育時間を認定する仕組みになります。保育時間は、保護者の状況により、4時間、8時間、12時間の区分で認定されることが現在の国の制度案については示されています。今後詳細が示されますが、幼児期の教育の保障は重要な観点としておりますので、教育を受けることができる仕組みになると考えます。
13	新制度においては、各施設との直接契約になると聞いているが、その際は、この施設が入所できなかったから、次、また次と、保護者が足をあちこちに運んで申込みをしていかなければならないということか。	申請は原則施設に直接ではなく、市にさせていただくことになりその上で市において保育度の認定を行い、各施設との調整、斡旋を行います。契約については、私立の幼稚園・こども園については施設との直接契約になりますが、その他の施設は市が実施主体でありますので市との契約になります。
14	各世帯の就労状況等によって変わってくるということは、残業が多い世帯については、その分保育料も高くなるということなのか。また、現在は利用時間が長いから保育料が高いということはないが、今後新制度においてはそのように変更があると考えていいのか。	新制度においては、お預かりする時間によって保育料が変わることになりますが、今後認定の仕組みや保育料等について国の詳細が決まり次第、市として検討し、決まり次第お知らせしてまいります。

	質問	市の考え方
15	保育士等の人員配置やスペースなどの基準については、今後国・県・市でどのように変わってくるのか。	国における児童福祉施設最低基準については現在のところ変更はなく、保育所の最低基準についても変わりません。県については平成25年6月に児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定しこれまでの基準を変更しました。市については基本的に施設、設備については県の基準に準じてまいりました。 幼保連携型認定こども園については認可を得る単一の新たな施設となることから、施設や運営に関する基準が今後示されることとなります。
16	市内のどの私立幼稚園が、この制度に参入するのか。	保育料や給付額についてこれから示されますので、今後私立幼稚園の皆様方と協議に入ることとなります。市としては新制度に参入していただけるよう要請してまいります。